

公園における野外ステージの役割

- 東京都内の野外ステージを対象に -

A Study of the role of outdoor stage in park

00-1237-4 杉本 真太郎

指導教官 十代田 朗

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

人前で何かを演じたり演奏したりする施設は、劇場やコンサートホール等いくつかあるが、その中でも公園における野外ステージは特異な存在と言える。閉じられた空間ではなく、公園という屋外空間の中に連続的に配置され、その外部性から人々の注目を集めやすい条件を備えている。一方でそれは、音を遮るものがないことを意味し、そこでのイベントや演奏は騒音として周囲に捉えられることも容易に想像がつく。公共の場所で、他人に迷惑をかける可能性を含んでいるにも関わらず、特定の個人や団体が表現することを認められた公園内野外ステージは、何か特別な役割を果たしていると考えられる。

以上の背景から、本研究では東京都内の公園にある全ての野外ステージの変遷と現在の実態及びステージ管理者の意識を把握し、公園内における野外ステージの現在の役割を明らかにし、それをもとに野外ステージの新たな可能性を提案することを目的とする。

既往研究では建築分野でコンサートホールなど屋内ステージに関するものは存在するが、公園内野外ステージを扱った研究はない。

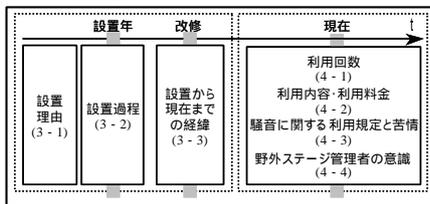
1-2 研究の構成

第2章において調査対象と調査方法の概要を述べ、第3章で設置理由、設置過程、及び設置後から現在に至るまでの経緯を把握することで、野外ステージの変遷を明らかにする。

さらに第4章では現在の野外ステージの現状と、管理者のステージに対する意識を把握し、第5章で総合的考察と結論を述べる。

第1章	研究の背景と目的
第2章	調査対象及び調査概要
第3章	公園内野外ステージの変遷
第4章	現在の公園内野外ステージ
第5章	総合的考察と結論

【図1 本研究の構成】



【図2 研究構成と変遷プロセスの対応】

2 調査対象及び調査の概要

2-1 調査対象の概要

東京都内の野外ステージは設置後、取り壊されたものを含め

【表1 調査対象の概要】

期	公園名	公園面積 (ha)	舞台の大きさ (m)	収容人数	設置年	開園同時設置	ステージタイプ
第1期	都立日比谷公園内野外小音楽堂	15.89	159	1,075席	1905年		都市型
	都立日比谷公園内野外大音楽堂		214	2,664席	1926年		都市型
	墨田区立錦糸公園内野外ステージ	5.61	-	-	1928年		
第2期	都立上野恩賜公園内野外ステージ	52.49	100	1,212席	1953年		都市型
	中央区立堀留公園内野外ステージ	0.41	46	-	1954年		
	都立井の頭恩賜公園内野外ステージ	28.21	59	約150席	1956年		郊外型
	都立石神井公園内野外ステージ	6.92	65	392席	1959年		郊外型
	品川区立戸越公園内野外ステージ	1.83	60	-	1963年		都市型
第3期	瑞穂町立六道山公園内野外ステージ	256.8	54	-	1983年		郊外型
	江戸川区立リバーガーデン内野外ステージ	2.1	40	-	1984年		都市型
	都立代々木公園内野外ステージ	7.86	186	500席	1985年		都市型
	府中市立府中公園内野外ステージ	2.25	112	-	1985年		郊外型
	日野市立南平丘陵公園内野外ステージ	4.12	3	-	1989年		郊外型
	荒川区立あらかづ遊園内野外ステージ	5	130	約800席	1991年		都市型
	北区立飛鳥山公園内野外ステージ	6.1	121	500席	1991年		都市型
	都立木場公園内野外ステージ	24.16	172	-	1992年		都市型
	都立水元公園内野外ステージ	14.67	153	-	1999年		都市型
	葛飾区立リバーパーク内野外ステージ	0.2	38	-	2000年		駅前型
第4期	豊島区立池袋西口公園内野外ステージ	0.31	47	-	2002年		駅前型
	日野市立日野中央公園内野外ステージ	2.28	162	-	2003年		郊外型

全部で20あり、公園種別による内訳は都立公園内に7、区市町立公園内には13である【表1】。設置期間は概ね4つの期に分けることができ、また野外ステージを有する公園の立地場所から、都市型、郊外型、駅前型の3つに分類することができる。

2-2 調査の概要

調査方法は、文献調査と当該公園の野外ステージ管理者に対するヒアリング調査を行った。文献調査としては、公園の歴史を扱った書籍²⁾、公園の計画報告書³⁾などの行政文書である。また、ヒアリングは20人を対象者に、2003年11月から2004年1月にかけて、1人およそ30分から2時間ほど行った。これらの調査結果をもとに、第3章、第4章では分析・考察を行う。

3 野外ステージの変遷

3-1 野外ステージの設置理由

各野外ステージの設置理由をまとめたものが【表2】である。期、期の野外ステージの設置理由は“g文化振興”が中心で、期から理由が多様化してきたと言える。期では全ての野外ステージが“a利用者の要望”と“cイベント開催の場所”としてを共に理由としており、利用者はイベント開催の場所として野外ステージの設置を望んでいたと考えられる。

3-2 野外ステージの設置過程

設置過程をまとめた【表3】。行政が主体となって設置されたものが主流と言える。行政と地域住民が共同で設置されたものも期後半から目立ち始め、特に、は地域や商店街の活性化を実現させるために管理運営も共同で行うことになった。

【表2 設置理由】

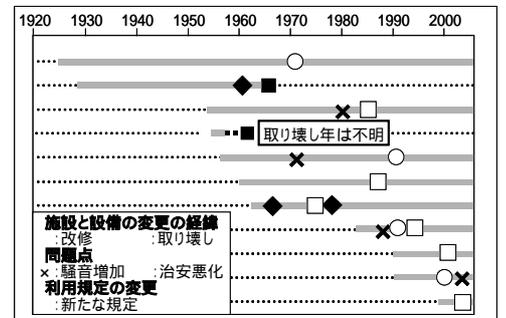
期	a	b	c	d	e	f	g	h	計
第1期									1
									2
第2期									3
									1
第3期									1
									1
第4期									4
									3
第5期									1
									1
計	8	3	7	3	4	4	11	6	46

【表3 設置過程】

期	主体	備考
第1期	行政	地域住民が出した案を東京都建設局が採択した。
	行政	野外ステージ設置を含む公園改修にあたり、区は学識経験者、行政(企画部長、建設部長)、地元代表者らからなる「飛鳥山整備基本構想懇談会」を設置した。
第2期	行政	3回の事業説明会の他にも、担当者が商店街に足を運び意見を聞いていた。騒音に配慮するよりも活性化を望んでいたため、地域住民の多くが積極的に賛成だった。
	行政	設置は西商連を中心とする地域住民が完全に請け負い、完成後に豊島区に寄付し、さらに設置後の管理運営も協力するという協定書を結び、設置が許可された。
第3期	行政	
	行政	
第4期	行政	
	行政	
第5期	行政	
	行政	
凡例	行政主体	地域住民の意見も取り入れる
凡例	地域住民の意見も取り入れる	地域住民の寄付

3-3 設置から現在に至るまでの経緯

期や 期に設置された野外ステージでは、娯楽が少ない時代にあって西洋音楽などに触れることのできる施設として人気を集めたが、次第に設備がニーズに合わなくなる問題や、野外ステージ周辺の住民から騒音苦情が出るといった問題の中で、利用者が減少したり、取り壊されたりする野外ステージも出てきた。その対応策として改修や、利用規定により騒音をできるだけ抑えるといった試みがなされてきた



【図3 設置から現在に至るまでの経緯】

4 現代における野外ステージ

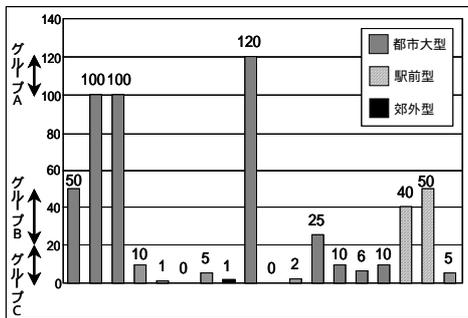
4-1 利用回数

各野外ステージの2003年1月から同12月のおおよその年間利用回数を【図4】に示す。利用回数によりA・B・Cの3つのグループに分けることができる。都市型の野外ステージでは利用回数が多いもの(グループA:100回以上、グループB:20回以上50回以下)と少ないもの(グループC:10回以下)に分化して

おり、駅前型はグループB、郊外型はグループCが占めている。

4-2 利用内容・利用料金

各野外ステージの利用内容・料金を【図4】に示す。地域のまつりやイベントの会場として利用されているステージは18のうち12と2/3を占める。都市型でグループAに属している野外ステージは一般利用で利用回数が増えており、時には集客力の高いプロのミュージシャンが演奏し、広域から人が集まる。都市型でグループBに属するものは、公園の特色や伝統を生かした利用内容が多い。郊外型は地域的なイベント以外の一般利用がほとんどなく全体的に利用回数が少ない。



利用料金は18ある野外ステージのうち10が無料であり利用し易くなっている。【図4 利用回数】

4-3 騒音に関する利用規定と苦情

利用規定は利用回数が多い野外ステージでは概ね定められている。騒音苦情の有無を確認したところ、【図4】で1回以上の利用がされた16の野外ステージのうち11が該当した。しかし地域的なイベントの時には、野外ステージ周辺の住民からの苦情は減少する傾向にある。

【表4 利用内容・利用料金】

タイプ	回数	地域	一般プロアマ	利用料金	備考
都市型	A			1回4h以内11,700円 2回7h以内22,200円	
	A			平日9時～16時4h 83,500円 17時～21時 112,300円 休日は4h 158,400円	
	A			4h 15,800円	
	B			4h 11,500円	定期的な音楽会あり
	B			1回4h以内 11,100円 毎年21回ショー開催	
	C			無料	
	C			無料	
	C			無料	
	C			無料	
	C			無料	
駅前型	B			無料	
B				無料	
C				無料	
郊外型	C			1回4h以内で15,800円	
C				無料	
C				4hで4,800円	
C				占用料金として25円/1㎡	
C				無料	

【表5 利用規制・騒音苦情の有無】

タイプ	回数	番号	騒音に対する利用規制	苦情有無	苦情減少	
都市型	A		設備的制限 時期・時間的制限	×		
	A		設備的制限	×	↓	
	A		設備的制限、ドラムの使用禁止、ロックの禁止	×		
	B		設備的制限		↓	
	C			×		
	C			×	↓	
	C				×	↓
	C		周知の徹底			
	C		利用者の限定 周知の徹底	×		
	C					
駅前型	B		設備的制限		↓	
B			罰則規定	×		
郊外型	C		アンプやドラム、太鼓等の使用の禁止、罰則規定	×	↓	
	C				↓	
	C		時間的制限	×	↓	
	C				↓	
	C				↓	

地域：地域まつり・地域イベントあり
一般プロ：一般利用（プロミュージシャン）
一般アマ：一般利用（アマチュアミュージシャン）

苦情有無：なし x あり
苦情減少：↓ 地域イベント時は苦情が減少するステージ

4-4 野外ステージ管理者の意識

地域的なイベントや周囲への騒音問題といったことを踏まえ、まず野外ステージと地域との関係を考察する。野外ステージが地域住民の間で定着するためには一般利用や個人利用ではなく、地域的なイベントの存在が欠かせない。その上で、そのイベントが地域住民主導で行われるのであれば、その野外ステージは地域コミュニティの活性化につながると言うことができる。

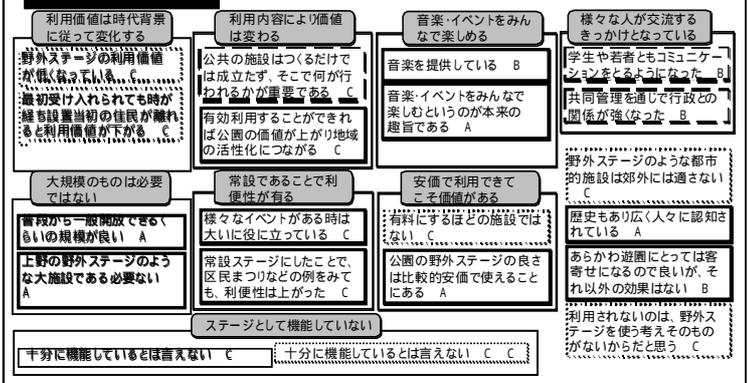
次に野外ステージの存在意義を扱う。全てのタイプに共通していることは、公共の施設であることから、常に平等に、また安価で利用できる点である。また予期しない集客があり大勢で楽しめることができる。駅前型では特に様々な人が通過するので普段接していない人との交流が生まれやすい。その反面、自己中心的な内容では利用しにくい。

上記2つの項目を踏まえ、今後の野外ステージの方向を探ると、縮小化、現状維持、有効利用の可能性を探るという3つに分かれる。そのうち、有効利用の可能性を追求するのであれば、その公園の特色を生かす利用内容の検討と、全員の満足を満たすことはできないと認識した上での地域との明確なルール作りが欠かせないと言える。若者やストリートミュージシャンなど具体的に考えているところもある。

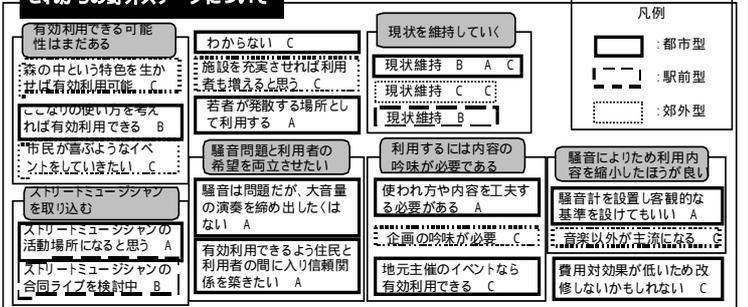
野外ステージと地域との関係



野外ステージの存在価値



これからの野外ステージについて



【図5 野外ステージ管理者の意識】

5 総合的考察と結論

5-1 総合的考察

野外ステージは地域的なイベントにより地域に定着し(4-4)、その時は地域住民の理解も高い(4-3)。設置理由(3-1)と現在での利用内容(4-2)から、地域的なイベントの開催は、公園における野外ステージの基本的役割と位置付けることができる。

設置理由の文化振興とは、古くは西洋音楽一般を指し人気もあつた。人が音楽を目的に集まるのであれば、現代において人気のある音楽に耐えうる野外ステージは、人々のニーズに応えるための改修を行ってきた野外ステージが中心である(3-1、3-3)。こうした野外ステージは利用内容が多様で(4-2)、利用回数も多い(4-1)。また集客範囲が広く地域性は薄い(4-4)。

地域住民が計画に関わっている野外ステージもある(3-2)。その目的は地域を活性化させるといっており(3-1)、駅前に立地しているため多くの人の交流が実現している(4-4)。騒音が設置場所の基準になるのではなく、注目を集めるような場所に設置することで、偶発的に観客を発生させるという野外ステージの特性を最も活かすことが可能になると考えられる。

5-2 結論

- ・野外ステージの設置理由は文化振興と利用者の要望が、計画主体は行政が中心であり、設置後改修されているものもある。
- ・現代の野外ステージはほぼ地域的なイベントのみが行われるものがほとんどを占める一方で、地域性が薄いイベントも行うが利用回数が多いものや駅前であり利用回数が多いものがある。
- ・公園における野外ステージは地域イベントの開催()や広域からの集客()といった役割を担っている。また、その中間にあたる駅前型()は偶発的に人を引き寄せるといふ野外ステージの特性を反映している。

1)小野田 泰明ら(1995)「ホールにおける催事ジャンルの構成からみた文化ホール類型」計画系論文集 NO.472 P.83
2)前島康彦(1994)「日比谷公園」
3)葛飾区(1996)「亀有駅南口公園(仮称)基本計画委託説明書」